



国土交通省



九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

平成 27 年 4 月 30 日

## 記者発表資料

### 平成27年度河川情報モニター募集について

私達が提供している「河川に関する情報」についてご意見ください。  
より分かりやすい防災情報を発信できるよう、ご協力をお願いします。

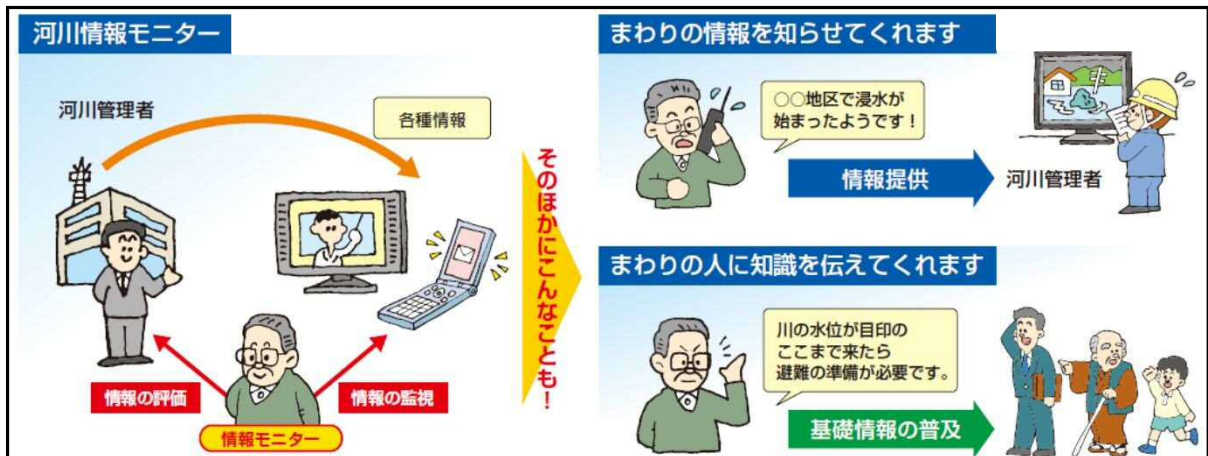
近年、気候変動等の影響により、集中豪雨による災害が頻発しております。洪水による被害を最小限にとどめるためには、堤防等の施設整備のみではなく、河川情報や、避難情報が確実に地域住民に伝わることが重要です。

そこで、宮崎河川国道事務所では、河川情報の再点検と改善、河川防災意識の普及啓発に資するため、河川情報モニターを募集いたします。

#### 【河川情報モニターとは】

河川管理者(国土交通省等)がWebサイトやデジタル放送などを通じて皆さんに発信している、水位や雨量等の「河川に関する情報」について、その情報が早く・正しく・分かりやすく伝わっているのかを住民目線でチェックしていただく方のことです。

募集内容の詳細については、別紙応募要綱をご覧ください。



今後の河川情報の的確な伝達を推進し、地域の皆様へより分かりやすい防災情報を発信するため、ご協力をお願いします。皆様の応募をお待ちしております。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

TEL 0985-24-8221 (代表)

技術副所長 竹下 真治

調査第一課長 東 和彦

PCホームページ：<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

## 平成 27 年度 宮崎河川国道事務所 河川情報モニター応募要綱

私達が提供している「河川に関する情報」についてご意見ください！

より分かりやすい防災情報を発信できるよう、ご協力をお願いします！

近年、気候変動等の影響により、集中豪雨による災害が頻発しております。洪水による被害を最小限にとどめるためには、堤防等の施設整備のみではなく、河川情報や、避難情報が確実に地域住民に伝わるのが重要です。

そこで、宮崎河川国道事務所では、河川情報の再点検と改善、河川防災意識の普及啓発に資するために、河川情報モニターを募集いたします。

河川情報モニターとは、河川管理者（国土交通省等）が Web サイトやデジタル放送などを通じて皆さんに発信している、水位や雨量等の「河川に関する情報」について、その情報が早く・正しく・分かりやすく伝わっているのかを住民目線でチェックしていただく方のことです。

今後の河川情報の的確な伝達を推進し、地域の皆様へより分かりやすい防災情報を発信するため、ご協力をお願いします。皆様の応募をお待ちしております。

1. 応募資格 : 大淀川及び小丸川沿川の各市町（宮崎市・国富町・綾町・都城市近辺及び高鍋町・木城町近辺）にお住まいの方で、水防団員（消防団員）、自主防災組織、自治会、関連NPO等市民団体に携わっている方、その他日常的に川に接し、川に親しんでおられる 20 歳以上の方。
2. 募集人員 : 宮崎出張所管内近辺にお住まいの方で 1～2 名程度  
高岡出張所管内近辺にお住まいの方で 1～2 名程度  
本庄出張所管内近辺にお住まいの方で 1～2 名程度  
都城出張所管内近辺にお住まいの方で 1～2 名程度  
高鍋出張所管内近辺にお住まいの方で 1～2 名程度
3. 任 期 : 平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日までの 1 年間
4. 応募期限 : 平成 27 年 5 月 21 日(木)【必着】
5. 応募方法 : 応募用紙に、住所、氏名、生年月日、連絡先等必要事項を記載し、次のテーマについて、ご自由にお書き下さい。  
(絵や写真を用いて作成頂いても結構です。)

### 【応募テーマ】

「大淀川もしくは小丸川について思うこと」並びに  
「河川情報モニターになった場合の抱負等」

**【送付先】**

以下へ郵送、FAXもしくはメールにてお申し込みください。

郵送先：〒880-8523

宮崎市大工2丁目39番地

宮崎河川国道事務所 調査第一課 専門調査員 宛

FAX番号：0985-24-8506

メールアドレス：[miyazakikasen@qsr.mlit.go.jp](mailto:miyazakikasen@qsr.mlit.go.jp)（要応募用紙添付）

※応募書類については返却しませんのであらかじめご了承ください。

なお、応募用紙の電子データは以下のURLから取得できます。

[http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/kasen/kasen\\_monitor.htm](http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/kasen/kasen_monitor.htm)

**【応募に関する問い合わせ先】**

宮崎河川国道事務所 調査第一課 専門調査員

電話：0985-24-8505

6. 選考方法：当事務所にて、居住地や年齢等のバランス等を考慮して選考します。

7. 発表：各応募者に文書で通知します。

8. 謝礼：年17,000円程度（所得税源泉徴収後、活動実費込み。）

9. モニターとしての活動内容

- ①河川管理者等（国土交通省等）から発信される河川、防災に関する情報等について、それぞれの視点でモニタリングし、「情報が分かりにくい」「もっとこう伝えれば良いのではないか」等の感想や課題を宮崎河川国道事務所又は関係出張所に、6月～9月にかけては月一回以上、10月～5月にかけては適宜報告を行ってください。

[以下を参考にモニタリングを行ってください。]

**【出水期（6月から9月）】**

- 水位・雨量・ダム諸量等河川情報、洪水予報、水防警報、避難勧告、避難指示、浸水等災害情報、その他河川に係る防災情報についてモニタリングを行ってください。

**【非出水期（10月から5月）】**

- 河川管理者が看板、電光掲示板等で表示している河川愛護、河川管理、注意喚起などの日常的な情報についてモニタリングを行ってください。

**※補足：モニターを行うメディアについて**

テレビ、ラジオ、新聞、パソコン（インターネット）、携帯電話・スマートフォン、パンフレット、看板、電光掲示板等様々な方法により河川管理者等が発信している情報をモニタリングしてください。

- ②周辺地区において大雨による浸水被害が確認された場合は、状況を電話、FAXもしくはメールにて通報してください。ただし、対象は自宅等から確認できる周辺の地区とします。危険を冒して調査を行う必要はありません。

③地域の集会等において、住民の皆さんへの河川防災情報や防災意識の普及啓発に努めてください。

④河川情報モニター会議を出水期前と出水期後の年2回程度開催する予定ですので、出席し、河川管理者が発信する情報の内容等について、積極的に意見交換を行ってください。

